

知っていますか？ 試用期間の意味について


試用期間におけるトラブル防止のために



採用の際に3カ月程度の試用期間を設けて労働契約を締結する企業が多いと思われます。この「試用期間」の法律的な意味や試用期間中における紛争事例等の紹介、試用期間中の労務管理のポイントなどを弁護士・社会保険労務士が解説いたします。

日時 令和2年12月17日(木) 14:00～16:00 **申込み締切** 12月16日(水) 12:00 までにお申込みください。

実施方法 オンラインセミナー (Zoom)

 アプリのインストールをお勧めいたしますが、パソコンブラウザからも参加が可能です。

お申込み後オンラインセミナー参加に必要なご案内を、メールにて連絡いたします。
※FAXでお申込みの際は、下記E-mail欄のご記入を必ずお願いいたします。

定員 30名 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*先着順となります。*途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。
*お申込みいただいた個人情報につきましては、本セミナー(12月17日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

セミナー動画公開 当日ご都合の合わない方など向けに、当日のセミナー動画を希望者限定で後日配信します。詳しくは当センターホームページをご覧ください。

14:00～14:45
セミナーⅠ

14:45～15:30
セミナーⅡ

15:30～16:00
グループ
コンサルティング

試用期間の法律的な意味と生じやすい問題
試用期間の法律的な意味と、試用期間中に生じやすい問題などについて裁判例等を踏まえ解説いたします。
講師 佐藤 康浩 仙台市雇用労働相談センター相談員 弁護士(三島法律事務所)

試用期間中、期間後の労務管理の留意点
試用期間中、期間後の労働者の身分の変化に応じた労務管理について、紛争防止のための留意すべきポイントを解説いたします。
講師 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

オンライン上で少数のグループを作り、弁護士・社会保険労務士がテーマについての理解を深めます。

**参加
無料**

FAX でのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページからも申込みできます。

会社名		業種	
ご住所			
代表者氏名・参加人数	(参加人数 他 名)	所属部署・役職名	
TEL		E-mail	

〈個別相談〉相談内容

●雇用や労務についてのお悩みや相談がある場合は、セミナーの内容に関わらずお気軽にご記入をお願いします。追ってご連絡をさせていただきます。

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** 公益財団法人仙台市産業振興事業団(仙台市起業支援センター アシ☆スタ)
後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体：仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市民活動サポートセンター)

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp **ホームページ** http://sendai-elcc.jp/ **仙台ELCC** **検索**

営業時間 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く **ホームページからも申込みできます。**



無料セミナー
情報満載!!

LINE@お友達募集!